

○暴走族総合対策推進要綱

平成 15 年 4 月 1 日

交 指 第 270 号

警 察 本 部 長

暴走族総合対策推進要綱の制定について（通達）

この度、近年の暴走族の実情に即した総合的な対策を推進するため、暴走族等総合対策推進要綱の制定について（昭和 55 年埼例規第 42 号・交指・少）の全部を別添のとおり改正し、平成 15 年 4 月 1 日から実施することとしたので、効果的な運用に努められたい。

別添

暴走族総合対策推進要綱

第1 趣旨

この要綱は、暴走族の対策の総合的、効果的な推進に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ定めるところによる。

(1) 暴走行為

自動車又は原動機付自転車（以下「自動車等」という。）を運転し、道路交通法（昭和35年法律第105号）第68条の規定に違反する行為（以下「共同危険行為等の禁止違反」という。）又は複数による信号無視、最高速度違反、最低速度違反、通行区分違反、整備不良車両の運転禁止違反、消音器不備車両の運転禁止違反、騒音運転等の違反を行い、著しく交通の危険を生じさせ、若しくは著しく他人に迷惑を及ぼすこととなる行為をいう。

(2) 暴走族

共同危険行為等の禁止違反に該当する行為その他道路における自動車等の運転に関し、著しく道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく他人に迷惑を及ぼすこととなる行為を集団的に行い、又は行うおそれがある者をいう。

(3) 共同危険型暴走族

暴走族のうち、暴走行為を行い、又は行うおそれのあるものをいう。

(4) 違法競走型暴走族

暴走族のうち、違法な競走行為（急発進、急加速、急旋回、ローリング、ドリフト走行等の違法な走行により一定区間の通過タイム又は運転テクニックを競い合い、著しく交通の危険を生じさせ、又は著しく他人に迷惑を及ぼすこととなる行為をいう。）を行い、又は行うおそれのあるもので共同危険型暴走族以外のものをいう。

(5) 暴走族グループ

暴走行為を行うことを主たる目的として組織された集団をいう。

(6) 暴走族事案

暴走族のい集、暴走行為等により交通に著しい危険若しくは迷惑を及ぼし、又は及ぼすこととなるおそれのある事案、暴走族による集団暴力事件、対立抗争事件等の刑事事件並びに暴走族による覚せい剤使用等の特別法令違反事件をいう。

(7) 取締重点日

暴走族によるい集、暴走行為等が行われるおそれのある土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日の前日並びに特に指定した日をいう。

第 3 基本方針

暴走族の総合的な対策に当たっては、次の事項を基本方針とする。

- (1) 警察の総合力の発揮による暴走族事案の未然防止
- (2) 暴走族に係る情報収集及び実態把握の徹底
- (3) 法令の多角的適用による暴走族に対する取締りの徹底
- (4) 暴走族グループの解体補導及び背後組織等との分離の推進
- (5) 暴走族を排除する社会環境づくりの推進

第 4 暴走族総合対策推進体制

1 警察本部の体制

(1) 暴走族総合対策本部

ア 警察本部に暴走族総合対策本部（以下「総合対策本部」という。）を置く。

イ 総合対策本部は、暴走族総合対策の基本的な方針を検討することを任務とする。

ウ 総合対策本部の組織は、暴走族総合対策本部編成表（別表 1）のとおりとする。

エ 総合対策本部の会議（以下「総合対策会議」という。）は、総合対策本部長が必要により出席者を指定して招集し、議事を主催する。

オ 総合対策本部長は、必要があると認めるときは、総合対策会議の委員以外の者に対し、総合対策会議への出席を求めることができる。

(2) 暴走族対策推進本部

ア 総合対策本部に暴走族対策推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

イ 推進本部は、暴走族対策の具体的な計画を策定し、及び実施することを任務とする。

ウ 推進本部の組織は、暴走族対策推進本部編成表（別表 2）のとおりとする。

エ 推進本部の会議は、推進本部長が必要により出席者を指定して招集し、議事を主催する。

- (3) 総合対策本部の庶務は、交通部交通捜査課（以下「交通捜査課」という。）において処理する。

2 暴走族の取締指揮班の設置

- (1) 取締重点日には、暴走族取締指揮班（以下「指揮班」という。）を編成する。
- (2) 指揮班は、交通捜査課に設置し、推進本部長の命を受け、暴走族取締部隊の一元的指揮に当たるものとする。

3 警察署の体制

- (1) 警察署に暴走族対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置き、暴走族に関する具体的対策を策定し、及び実施する。
- (2) 連絡会議の組織及び任務は、推進本部に準じて警察署長（以下「署長」という。）が定めるものとする。
- (3) 署長は、暴走族のい集、暴走行為が予想されるとき、及び推進本部長から取締重点日を指定されたときは、警戒取締りに必要な部隊を編成するものとする。

第5 実態把握

1 実態把握

交通部交通機動隊長、同部高速道路交通警察隊長（以下「高速隊長」という。）及び署長（以下これらを「署長等」という。）は、あらゆる警察活動を通じて暴走族に関する情報を収集するとともに、暴走族のい集場所、たまり場における車両検問、視察、補導活動等を強化して、暴走族の組織、構成員、走行動向等の実態把握に努めること。

2 実態調査

- (1) 推進本部長は、1年に1回以上暴走族の実態調査を行い、総合対策本部長に報告しなければならない。
- (2) 実態調査の具体的実施要領は、別途指示する。

3 暴走族担当者の指定

署長は、暴走族に関する業務を処理する担当者を、次の区分により指定しなければならない。

- (1) 暴走族の実態把握及び資料整理担当者については、交通課員のうちの適任者
- (2) 暴走族情報収集及び分析担当者については、生活安全課員のうちの適任者

4 情報の報告及び連絡

署長等は、暴走族に係る特異な情報を入手したときは、推進本部長に速報しなければならない。

第6 事前対策

1 情報の分析

署長等は、暴走族のい集、暴走行為等の情報を的確に分析し、暴走行為をさせない措置をとること。

2 交通規制の推進

高速隊長及び署長は、暴走・騒音運転行為の頻発する道路については、その実態に応じて、必要な交通規制を実施するよう努めること。

3 道路環境等の整備

高速隊長及び署長は、暴走族事案が発生するおそれのある道路、公園、駐車場等の管理者に対して、中央分離帯、防護柵設置等、暴走族がい集し、又は走行することができない安全施設の整備を積極的に要請するなど、道路環境等の整備の促進に努めなければならない。

4 不法改造車両の検挙

署長等は、あらゆる警察活動を通じて暴走行為等に使用されるおそれのある不法改造車両、ナンバー隠蔽（ぺい）車両等を発見して、検挙し、暴走族事案の未然防止に努めなければならない。

第7 基本方針

暴走族の取締りの基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 各部門が緊密に連携して暴走族情報の収集及び連絡を行い、暴走族の実態解明、非行少年の補導等に当たり、暴走族組織の解体を図る。
- (2) 署長等は、各種法令を適用して強力な取締りを行うとともに、悪質事案は強制捜査で臨み、自動車等を押収して没取等の措置を積極的に講ずるなど、暴走族と自動車等との分離を推進する。
- (3) 暴走族とその背後にある組織との関連の実態解明に努め、暴走族を当該組織から離脱させるための対策を強化する。
- (4) 車両の不正改造にかかわっている改造業者、暴走行為を心理的に助長するいわゆるギャラリ一等の実態把握に努め、効果的な対策を推進する。
- (5) 暴走族及び群衆による一般通行人等の巻き添え事故の未然防止を図る。

第8 暴走族事案の捜査

1 捜査体制の確立

- (1) 体制の確立

署長等は、暴走族事案が発生した場合は、推進本部長の指揮を受け、暴走経路、暴走族の拠点管轄する警察署の署長（以下「管轄署長」という。）と協議し、捜査体制を確立しなければならない。

(2) 捜査の徹底

署長等は、捜査を徹底し、被疑者の検挙及び共犯関係の追及に努め、全容の早期解明及び暴走族グループの解体を図るとともに、余罪事件の検挙に努めること。

2 合同捜査の拠点警察署の指定及び応援派遣

(1) 推進本部長は、合同捜査を必要と認める場合は、管轄署長と協議し、合同捜査の拠点となる警察署を指定するものとする。

(2) 総合対策本部長は、暴走族事案の規模及び内容に応じて、合同捜査の拠点となる警察署へ交通捜査課の捜査員及び暴走族総合対策本部編成表に掲げる当該事案を主管する課（隊）の捜査員を応援派遣するものとする。

3 検察庁、家庭裁判所等との連絡

交通部交通捜査課長及び署長等は、暴走族事案の捜査に当たっては、検察庁、家庭裁判所等との緊密な連絡をとらなければならない。

4 行政処分の迅速な上申

署長等は、共同危険行為等の禁止違反等で検挙した暴走族については、行政処分の迅速な上申を行い、道路交通からの早期排除に努めなければならない。

5 押収車両の適正な保管

暴走族事案に係る押収車両については、奪還等のおそれがあることを想定し、適正な保管管理に努めなければならない。

第9 受傷事故防止

暴走族の取締りに当たっては、暴走族の特性について事前教養を徹底するほか、取締り従事員個々の任務、活動要領等について具体的な指示を行うとともに、装備資機材を有効に活用し、彼我双方及び第三者の受傷事故防止に努めなければならない。

第10 暴走族を排除する社会環境づくりの推進

署長等は、県、市町村、民間ボランティア等の関係機関団体と緊密に連携し、次により暴走族を排除する社会環境づくりの推進すること。

- (1) 地域住民を始め、学校関係者、関係機関団体等を交えた暴走族対策会議を開催するなど、暴走行為をさせない社会環境づくりに努める。
- (2) 各種警察活動を通じ、暴走族の実態、事件事故等に関する資料を積極的に提供するなど、暴走族を排除する機運の醸成に努める。
- (3) 新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関に対し、暴走族の不法行為について、具体的な事実内容の広報を行い、広報効果が上がるように努める。
- (4) 自動車等修理業者、ガソリンスタンド並びに暴走族がい集するコンビニエンスストア及び駐車場の管理者等に働き掛け、暴走族の排除体制を確立し、暴走族対策の推進について理解及び協力が得られるよう努める。

第 11 隣接警察署等との連携強化

署長等は、平素から隣接する警察署の署長及び本部関係所属長と連携を図り、暴走族に関する情報交換に努めるものとする。

実施日

この通達は、平成 15 年 4 月 1 日から実施する。

実施日（平成 15 年 9 月 18 日務第 2032 号）

この通達は、平成 15 年 9 月 25 日から実施する。

実施日（平成 16 年 3 月 31 日務第 811 号）

この通達は、平成 16 年 4 月 1 日から実施する。

実施日（平成 16 年 11 月 1 日交企第 658 号）

この通達は、平成 16 年 11 月 1 日から実施する。〔後略〕

実施日（平成 17 年 3 月 29 日務第 657 号）

この通達は、平成 17 年 4 月 1 日から実施する。

実施日（平成 17 年 9 月 27 日務第 2310 号）

この通達は、平成 17 年 10 月 1 日から実施する。

実施日（平成 17 年 10 月 14 日務第 2504 号）

この通達は、平成 17 年 10 月 14 日から実施する。

実施日（平成 18 年 3 月 28 日務第 810 号）

この通達は、平成 18 年 4 月 1 日から実施する。

実施日（平成 18 年 9 月 29 日務第 2845 号）

この通達は、平成 18 年 10 月 1 日から実施する。

実施日（平成 19 年 3 月 30 日務第 872 号）

この通達は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。

実施日（平成 19 年 9 月 25 日務第 2537 号）

この通達は、平成 19 年 10 月 1 日から実施する。

実施日（平成 20 年 3 月 27 日交指第 508 号）

この通達は、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。

実施日（平成 20 年 9 月 30 日務第 2725 号）

この通達は、平成 20 年 10 月 1 日から実施する。

実施日（平成 21 年 10 月 9 日務第 2431 号）

この通達は、平成 21 年 10 月 16 日から実施する。

実施日（平成 22 年 3 月 30 日務第 770 号）

この通達は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。

実施日（平成 22 年 9 月 3 日務第 1960 号）

この通達は、平成 22 年 10 月 1 日から実施する。

実施日（平成 23 年 3 月 22 日務第 649 号）

この通達は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

実施日（平成 24 年 9 月 7 日務第 2056 号）

この通達は、平成 24 年 10 月 1 日から実施する。

実施日（平成 27 年 3 月 31 日務第 774 号）

この通達は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

実施日（平成 28 年 3 月 25 日務第 780 号）

この通達は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

実施日（平成 29 年 3 月 27 日務第 817 号）

この通達は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

実施日（平成 30 年 3 月 28 日務第 792 号）

この通達は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

実施日（平成 31 年 3 月 29 日務第 827 号）

この通達は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

実施日（令和 2 年 9 月 4 日務第 1590 号）

この通達は、令和 2 年 9 月 15 日から実施する。

実施日（令和 3 年 3 月 12 日務第 489 号）

この通達は、令和 3 年 3 月 19 日から実施する。

実施日（令和 3 年 9 月 7 日務第 1617 号）

この通達は、令和 3 年 9 月 16 日から実施する。

実施日（令和 4 年 3 月 8 日務第 600 号）

この通達は、令和 4 年 3 月 18 日から実施する。

実施日（令和 4 年 8 月 24 日少第 374 号）

この通達は、令和 4 年 9 月 1 日から実施する。

実施日（令和 5 年 3 月 15 日務第 598 号）

この通達は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。

【別表様式省略】